

平成31年度

施政方針



下松市

目 次

はじめに	1
第 1 章 健康福祉	2
1 保健・医療の充実	2
2 多様な福祉の充実	2
3 子育て環境の充実	4
第 2 章 生活環境	4
1 環境保全の推進	4
2 環境衛生の推進	5
3 安全安心の確保	6
第 3 章 都市建設	8
1 計画的な土地利用	8
2 都市基盤の整備	8
3 居住環境の充実	10
第 4 章 産業経済	11
1 農林水産業の振興	11
2 商工業の振興	12
3 観光の振興	13
第 5 章 教育文化	13
1 学校教育の充実	13
2 社会教育の推進	14
3 文化・スポーツの振興	15
第 6 章 地域経営	16
1 協働社会の形成	16
2 人権尊重の推進	17
3 健全な行財政運営	17

はじめに

平成31年度の予算案及び諸議案の提出に当たり、施政方針を申し上げます。

わが国の経済の先行きは、雇用・所得環境の改善が続く中、各種政策の効果もあり、月例経済報告では緩やかな回復が続くことが期待されております。しかし、通商問題をはじめとする海外経済の不確実性や金融資本市場の変動等、さらに、度重なる災害による経済への影響は、今後も注視が必要であると考えております。

国においては、デフレからの確実な脱却、経済再生と財政健全化の双方の同時実現、さらに、人づくり革命と生産性革命を車の両輪として、人口減少や少子高齢化という最大の壁に立ち向かうため、「新しい経済政策パッケージ」及び「人づくり革命基本構想」を円滑に実行するとともに、喫緊の課題である防災インフラ等への対応として「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」が進められます。

本年度は、消費税増税など、国税の改善傾向を背景に地方の一般財源は確保されるものの、本市の市税や地方交付税を含めた一般財源は依然として厳しい見通しにあります。

さらに、少子高齢化、人口減少社会等を背景に、子育て・教育環境の充実に係る義務的経費の増嵩や多様化・複雑化する市民需要に的確に対応するためには、各種事業の不断の見直しや更なる財源確保に取り組む等、硬直化しつつある財政構造の転換が必要となってまいります。

こうした中、任期の最終年度を「総仕上げ」の年と位置付け、就任以来最重点政策と掲げてきた「安全・安心の確保、充実」、「魅力づくりの創出」をより一層施策に反映することとし、全ての世代が「住みよさ」と「満足度」を実感できるまちの創生に確実に繋げてまいります。

また、市制施行80周年という節目の年を迎えることから、記念すべき年を皆様と共に祝い、今後の市勢発展に向けた「未来への第一歩」を踏み出したいと考えております。

事業等の実施に当たっては、本市の基本姿勢である「自主・自立のまちづくりの市政運営」と「身の丈に合った健全財政」を堅持しつつ、必要性や効果、優先度等を見極め、行政コストの低減や財源の捻出を図り、多様な行政ニーズに的確に対応した諸施策を積極的に進めてまいり所存であります。

第 1 章 健康福祉

1 保健・医療の充実

(1) 健康づくりの推進と地域医療の充実

市民が生涯にわたり健やかな生活を送ることができるよう、健康づくりを推進するとともに、健康ウォーキングを市民総参加型の活動に広げます。

市民の歯科保健への意識を高めるとともに、歯科衛生士の養成による地域活性化を図るため、歯科保健講演会を開催します。

誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指し、「自殺対策計画」を策定します。

国民健康保険は、医療費の適正化や国保税の収納率向上を図り、健全で安定した事業運営に努めるとともに、被保険者の負担が増えないよう、国民健康保険基金を活用し、保険税率を据え置きます。

保健事業は、「第 2 期データヘルス計画」及び「第 3 期特定健康診査等実施計画」に基づき、特定健康診査の受診率や特定保健指導の実施率の向上を図り、効果的な生活習慣病対策を行い、被保険者の健康保持・増進に努めます。

2 多様な福祉の充実

(1) 地域福祉体制の充実

地域福祉の充実を図るため、社会福祉協議会の運営費助成や民生委員・児童委員の活動支援を行います。

社会福祉施設を運営する法人と連携し、福祉避難所設置・運営の訓練を実施するなど、要配慮者が安心して避難生活を送るための体制整備を図ります。

災害時に避難行動要支援者が円滑に避難することができるよう、自主防災組織など地域の支援者と避難に必要な情報の共有を図ります。

罪を犯した人が社会で孤立することを防ぎ、社会復帰に向けた支援や取組を進めるため、「再犯防止推進計画」を策定します。

(2) 高齢者福祉・介護の充実

介護予防事業では、いきいき百歳体操の体験講座を開催し、自主活動の普及拡大を図ります。

地域における生活支援体制を整備するため、それぞれの協議体において定期的な情報共有・連携強化を図り、地域に助け合い、支え合いを広げるための基盤づくりを進めます。

在宅での医療・介護の連携を推進するため、周南圏域において整備される周南地域医療介護連携情報システムに地域包括支援センターが参加します。

介護人材を確保し、介護サービスの安定的な提供を図るため、介護事業所の経営者向けセミナーを開催します。

介護保険料について、低所得者の負担軽減を拡大します。

(3) 障害者福祉の充実

障害者が、安心していきいきと暮らすことができるよう、障害福祉サービス等の支援体制の充実や就労支援と雇用の促進、障害者スポーツや文化芸術活動の推進を図ります。

障害者に対する権利擁護の取組を進めるとともに、ユニバーサルデザイン化の推進など、生活環境の向上に努めます。

地域共生社会の実現に向け、障害者と家族、支援機関や市民がふれあう交流会を開催し、障害や障害者に対する理解を促進します。

手話を必要とする方が来庁された際に、円滑なコミュニケーションがとれるよう、遠隔手話通訳サービスを導入します。

(4) 老後や低所得者の生活保障

生活困窮者自立支援法に基づき、自立相談支援事業及び家計相談支援事業を推進します。

3 子育て環境の充実

(1) 子育て支援の推進

「子ども・子育て支援事業計画」に基づき、子育て支援の充実を図るとともに、次期事業計画を策定します。

家庭児童相談業務については、子ども家庭総合支援拠点としての整備を進め、関係部署との連携強化を図ります。

子育て支援センターと子育て世代包括支援センターの連携を図り、身近な場所で、きめ細かな相談支援が受けられる体制づくりを進めます。

子どもの医療費助成制度については、所得制限を設けず小学校6年生までを対象とし、子育て家庭の経済的負担の軽減を図ります。

(2) 保育・幼児教育の充実

増加する保育ニーズへの対応として、民間保育園2園、認定こども園1園の新規開設を支援します。

学童保育については、第2花岡児童の家を建設し、受け入れ体制の拡充を図るとともに、利用児童数の多い地域の計画的な増設を進めます。

新制度による施設型給付事業により、幼稚園運営を支援するとともに、認定こども園への移行を推進します。

第2章 生活環境

1 環境保全の推進

(1) 環境負荷の低減

「地球温暖化対策実行計画」に基づき、省資源や省エネに取り組むとともに、地球温暖化対策地域協議会と連携し、環境負荷低減の意識啓発を図ります。

(2) 環境美化の推進

廃棄物の不法投棄防止のため、定期的に環境パトロールを実施し、早期発見・早期対応に努めます。

野犬対策は、県や自治会等と連携を強化して推進します。

(3) 墓地・斎場の整備・管理

墓地区画の適正管理のため、現地調査や台帳整理を行い、放置区画の返還を促進します。

墓参者の安全確保のため、御屋敷山墓地、大谷第2墓地の法面整備を実施します。

2 環境衛生の推進

(1) ごみ処理と資源化

家庭ごみ収集運搬業務は、9コース全部を民間事業者へ委託し、継続的かつ安定的な家庭ごみの適正処理を推進します。

ハード・ソフト両面から3R（スリーアール）に取り組み、ごみの減量化・資源化を促進します。

(2) 下水道の整備と管理

新たに策定する「公共下水道事業経営戦略」に基づき、普及率の向上を図るとともに、市民生活に支障のないよう適切な維持管理に努めます。

汚水処理は、高橋地区、広石地区及び浴地区等の面整備を行い、人口普及率は88.2パーセントとなる見込みです。

老朽化対策は、効率的・永続的な改築更新に向けて、処理場・ポンプ場施設及び管路施設の「ストックマネジメント計画」を策定します。

(3) し尿の収集・処理

「下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法」に基づき、し尿処理体制を適正に維持します。

3 安全安心の確保

(1) 消防体制の充実

急病時に専門家から電話で助言を受けることができる「救急安心センター事業（シャープ なないちいちきゅう # 7 1 1 9）」の導入や救急救命士の養成により、救急体制の充実に努めます。

火を使用するすべての飲食店への消火器設置の義務化や違反防火対象物の公表制度に基づく公表など、予防施策を強化するとともに、住宅用火災警報器の更なる設置率向上を図ります。

中高層建築物等の増加に伴い、はしご車を更新します。

(2) 防災対策の推進

防災の基本である自助・共助を推進するため、防災訓練、出前講座を実施するとともに、自主防災組織の結成や活動を支援します。

災害時における情報伝達手段の多様化を図るため、コミュニティFMを活用した防災ラジオを導入します。

災害種別ごとの避難場所を表示した避難所看板を設置するとともに、被災者の迅速な生活再建を実現するためのシステムを構築します。

避難所における良好な生活環境を確保するため、「災害用マンホールトイレ整備計画」に基づき、豊井公民館にマンホールトイレを設置します。

一時避難場所となる公園においては、ソーラー照明の設置やトイレの洋式化等、防災力の強化に取り組みます。

地震による被害を最小限に抑えるため、木造住宅の耐震診断・改修を支援し、耐震化の促進を図ります。

(3) 治水・治山対策

河川事業は、高橋川の改修設計、宮本川等の準用河川及び旧普通河川の改修工事、水無川の大規模浚渫工事を実施します。

土砂災害対策として、若宮地区等のがけ崩れ災害緊急対策事業を実施します。

県事業は、切戸川、坂本川及び玉鶴川の河川改修、時宗地区の急傾斜地崩壊対策、奥迫地区、東豊井地区の砂防ダム建設等が実施されます。

浸水対策事業は、公共下水道事業での竹屋川4号幹線工事、竹屋川ポンプ場増設工事、青柳地区、古川町地区及び栄町地区の浸水軽減策を実施するほか、庁内連携のもと恋ヶ浜地区、豊井地区及び末武平野の内水氾濫の早期軽減に努めます。

(4) 防犯・交通安全対策の充実

防災や火災予防、交通安全、防犯について体験や学習を通じ、楽しみながら学べるイベント「安全安心まなぼうさい」を開催し、市民の安全意識の高揚に取り組みます。

計画的に進めてきた防犯灯のLED化を本年度で完了し、夜間の防犯・交通安全対策の充実に努めます。

ジョギング・ウォーキング愛好者を対象とした地域防犯ボランティアへの新規加入を募集し、安全安心な地域社会づくりを推進します。

交通安全対策は、様々な機会を活用し、交通安全教育及び啓発活動に取り組みます。

交通安全施設の整備は、カーブミラー等の計画的な建替改修を実施するとともに、通学路の危険箇所の適切な対策を行います。

(5) 消費生活の向上

市民の相談窓口として、これからも消費生活センターの機能強化や消費者相談業務をさらに充実させるとともに、増加する若年層を狙った悪質商法被害を防止するため、消費者教育及び啓発活動に取り組みます。

関係機関と連携した「うそ電話詐欺」被害防止に取り組み、高齢者等の消費者被害の早期発見・拡大防止に努めます。

第3章 都市建設

1 計画的な土地利用

(1) 土地利用の誘導

「都市計画マスタープラン」に基づき、市街地の適正な開発や市街化調整区域の保全に努めます。また、策定から10年を迎える「都市計画マスタープラン」の中間見直しを2カ年かけて行います。

地籍調査は、河内（字黒杭、小野）周辺地区の地籍図や地籍簿を作成するとともに、河内（字岡ノ原）周辺地区の地元説明会、調査及び測量等を実施します。

(2) 市街地整備

中部土地区画整理事業は、12月の換地処分公告に向けて、換地計画の認可や不動産の登記手続を進めます。

豊井地区は、区画整理に代わる手法による事業に向け、「豊井区画整理見直し協議会」において「まちづくり整備計画」を作成します。

住居表示事業は、中部土地区画整理事業区域及び周辺地域において、12月に住居表示を実施します。

2 都市基盤の整備

(1) 道路網の整備・管理

県道は、徳山下松線の荒神大橋及び切戸大橋の架け替え、瀬越下松線、笠戸島線の拡幅が実施されます。

都市計画道路国道山手線（下松新南陽線）は、拡幅事業が進められます。

市道は、平田昭和通り排水路改良工事、中心市街地の舗装改良工事及び中央線の歩道改良設計を実施します。

都市計画道路大海線は、道路新設へ向けて、平田昭和通りと県道下松鹿野線の区間の用地取得、建物補償等を行います。

橋りょう等は、「橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、下谷幹線米川橋の補修工事を実施します。

道路パトロールやボランティアへの材料支給などを実施し、道路の維持管理に努めます。

(2) 公共交通の確保

「地域公共交通網形成計画」に基づき、米川地区において、市町村有償運送（コミュニティバス運行）を開始するとともに、他の地域における、理想的な公共交通のあり方を検討します。

コミュニティバス運行の拠点となる菅沢バス停の改修を行います。

岩徳線利用促進委員会に参画し、JR岩徳線の利用促進に向けた取組を進めます。

(3) 港湾機能の整備

港湾事業は、「徳山下松港港湾計画」に基づき、「国際バルク戦略港湾」をはじめとする整備が進められます。

海岸高潮対策は、深淵地区の護岸改良工事が実施されます。

港湾施設は、本浦地区の防波堤新設事業が進められます。

(4) 上水道の整備と管理

安全安心な水道水を安定して供給するため、水道施設の更新と効率化を進めるとともに適切な維持管理に努めます。

水圧・水量の改善のため浴地区、高橋地区、下広石地区及び山田地区に配水管を布設します。また、県道笠戸島線尾郷地区の災害復旧にあわせて配水管を布設します。

老朽管対策は、生野屋山手線配水管、深浦配水管、東海岸配水管及び恋ヶ浜配水管等の更新を行います。

耐震化対策は、御屋敷山浄水場第一配水池の耐震補強工事を実施します。

3 居住環境の充実

(1) 緑地保全・都市緑化

心豊かな人づくり事業として、しだれ桜の写真コンテスト、カサブランカー鉢コンクール等を開催します。また、花いっぱいのまちづくりを推進するため、下松スポーツ公園・米泉湖周辺等に菜の花、ポピー、コスモス等を育成します。

街路樹の適切な維持管理に努め、市道中央線の街路樹リフレッシュ事業として、街路樹の植え替えを行います。

(2) 公園の整備と管理

安全確保のため点検・修繕等適切な管理を行い、老朽化した遊具やフェンスの改修を進めるとともに、児童遊具や健康遊具を設置します。

「公共施設等総合管理計画」の個別施設計画にあたる「公園施設長寿命化計画」を策定するため、遊具や建物等施設の健全度調査を実施します。

「みどりの基本計画」に基づき、児童遊園等の都市公園への編入など、長期未着手となっている都市計画公園の見直しに取り組みます。

(3) 都市景観形成

「景観計画」に基づくまちづくりを進めるとともに、景観ガイドラインによる建築行為の届出、審査等を行います。

(4) 公営住宅の管理・更新

「市営住宅長寿命化計画」に基づき、生野屋市営住宅の建替2期事業として旗岡A号棟の建設工事に着手します。また、既存住宅の長寿命化を図るため、改修計画による維持補修工事を実施します。

(5) 空家等対策

安全安心な暮らしを守るため、「空家等対策計画」に基づき、計画的に空家対策に取り組みます。

第4章 産業経済

1 農林水産業の振興

(1) 農業の振興

多様な担い手づくりや荒廃農地解消に努め、地場産農産物の生産量を確保し、学校給食での利用促進など地産地消を推進します。

新規就農者の施設整備や園芸農家の活動を助成します。

特産物の生産や環境保全活動に取り組む活動組織へ支援します。

ため池は、農村地域防災減災事業を活用した大蔵東^{おおぞうひがし}ため池の改修工事をはじめ、適切な維持・管理に努めます。

有害鳥獣の被害防止対策は、防除柵の設置や鳥獣被害対策実施隊による駆除活動を支援します。

(2) 林業の振興

市有林は、「森林経営計画」に基づき、作業路開設や間伐を実施します。

民有林は、森林施業の地域活動を支援します。

(3) 水産業の振興

水産資源確保のため、たこつぼ投入、種苗放流を実施するとともに、^{ないかい}内海地区水産環境整備事業や海洋ゴミの回収処理等、藻場の回復や漁場環境の改善に努めます。

県や漁業協同組合と連携し、新規漁業就業者の確保・育成に努めます。

栽培漁業センターは、種苗生産事業における生産数拡大と安定供給や魚食普及などを推進するとともに、新たな観光交流拠点施設として新種苗棟建設事業の早期完了を目指します。

2 商工業の振興

(1) 工業・物流業の振興

産業活性化・企業誘致推進協議会の活動促進、企業アンケートや企業訪問を実施するとともに、「山口県地域再生計画」に基づき、企業誘致活動に取り組みます。

人もまちも企業も活気があふれ、産業の発展につながることを目的に、市内企業ガイドブック「ものづくりのまち くだまつ」を更新します。

工場等誘致奨励制度に基づき、製造業や道路貨物運送業の工場等の設置に対する奨励措置を実施するとともに、事業拡大や新規雇用を支援します。

中小企業活性化のため、周南地域地場産業振興センターの研究開発事業を支援します。

(2) 商業・サービス業の振興

中小企業の経営基盤強化を図るため、制度融資の利用促進、保証料補給及び小規模事業者経営改善資金利子補給などを実施するとともに、創業支援事業計画に基づく商工業の活性化を進めます。

商工会議所中小企業相談所に助成し、市内事業者の経営改善を支援します。

(3) 雇用対策と勤労者福祉

勤労者総合福祉センターの利用を促進するとともに、中小企業の勤労者諸団体に助成し、勤労者の健康福祉や勤労意欲の向上に努めます。

シルバー人材センターに助成し、高齢者の就業や交流機会の確保、生きがい対策の充実に努めます。

勤労者や離職者の生活の安定を図るため、県と協調し、労働福祉金融制度の実施に取り組みます。

3 観光の振興

(1) うるおい空間・観光拠点の充実と観光産業の振興

「下松へ人々を引き付ける魅力あるまちづくり」を推進するため、「観光振興ビジョン」に基づき、アクションプランを計画的に進めます。

観光・産業振興推進の核となる組織の構築や機能強化を図るとともに、外国人のモニターツアーや特産品ブランド化に関するマーケティング等を行います。

クルーズ船下松初寄港に伴う歓迎イベント開催等の経費として、「くだまつクルーズ振興協議会」に助成金を交付し、港を中心としたまち全体の活性化と賑わいの創出を図ります。

観光協会等と連携した「“元気づくり” くだまつ総踊り」等の観光イベントへの支援や、くだまつ観光・産業交流センターによる各種情報の発信、イベント運営について助成し、観光宣伝活動や知名度の向上に努めます。

第5章 教育文化

1 学校教育の充実

(1) 小・中学校教育環境の充実

学校施設の耐震化として、下松小学校の普通教室棟、通級指導教室棟の改築に着手するとともに、中村小学校屋内運動場の改築を行います。

豊井小学校、久保中学校のブロック塀改修、久保中学校トイレ洋式化工事を行い、安全安心で快適な教育環境の確保に努めます。

小学校の教育用パソコンの増設、久保中学校、末武中学校のLAN整備工事など、ICT環境整備を図ります。

米川小学校は、本年度末で休校となるため、通学用車両購入などの準備を進めます。

(2) 小・中学校教育の推進

次代を担う児童生徒が確かな学力や豊かな心を身につけ、健やかな体で夢や希望をもって未来を切り拓いていけるよう、コミュニティ・スクールの取組を充実させ、社会総がかりで児童生徒の学びや育ちを支援する教育環境づくりに努めます。

特別支援教育は、障害のある児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた教育が展開されるよう、教員補助員を増員し支援の充実を図ります。

学校業務支援員を各中学校に配置し、学校における働き方改革を推進します。

国際教育は、外国語指導助手による指導、中学生や小学校教員の海外語学研修を実施するなど、グローバル化に対応した英語教育を推進します。

学校給食は、学校と給食センターで連携して安全で安心な給食の提供に努めるとともに、給食費公会計化の確実な運営を図ります。

2 社会教育の推進

(1) 青少年の健全育成

社会教育活動の拠点である公民館において、放課後子ども教室や家庭教育学級、三世代交流事業を進め、青少年を取り巻く環境づくり等、地域ぐるみの取組を進めます。

新たに「地域未来塾」を末武公民館に開設し、地域との協働により、中学生の学習習慣の確立及び基礎学力の定着を支援します。

「子育てひろば」を開催し、中学生と赤ちゃんとの触れ合いを通して地域の子育て環境づくりを推進します。

図書館では、「星ふるまちの図書館教育」や読書通帳の普及に努め、子どもの読書活動推進を図ります。

(2) 生涯学習施設の充実

ほしらんどくだまつの利用促進を通じて、市民の学習や活動を支援する基盤の充実を図ります。

図書館は、蔵書の充実や魅力ある企画で、市民に親しまれる施設を目指すとともに、郷土資料デジタルアーカイブ掲載資料の充実、歴史資料「秋の夜話^{やわ}」の編集・発行により、地域の情報拠点としての機能強化と情報発信に努めます。

スターピアくだまつは、昨年9月のリニューアルオープンを契機に、文化、生涯学習振興の拠点として一層の充実を図ります。

「公民館施設整備計画」に基づき、笠戸公民館の建替え工事に着手するとともに、花岡公民館講堂の基本設計業務を行います。

中村公民館は、中村総合福祉センターへ移転し学校併設を解消します。

(3) 生涯学習の推進

公民館活動への支援により学習団体の育成に努めるほか、出前講座や生涯学習情報コーナーを活用した生涯学習機会の拡充を図ります。

学術機関との協働により、現代的な課題を取り入れた生涯学習の機会拡大を図ります。

3 文化・スポーツの振興

(1) 文化の振興と文化財保護

市民美術展覧会は、市民による文化活動への参加層拡大を目指し、様々な視点でそのあり方を検討します。

文化財は、愛護意識の啓発や指定文化財の適切な保存・管理を行い、貴重な文化財の保護に努めます。

島の学び舎^やは、笠戸島をはじめ本市の歴史、民俗、文化財等に関する資料を保存、展示し、郷土の歴史や文化に対する市民の意識啓発を図ります。

「下松市史」は、平成時代の編さん準備に着手します。

(2) スポーツの推進

「スポーツ推進計画」に基づき、我がまちスポーツを中心とした各種スポーツイベント等を通して、スポーツ振興や交流人口の拡大に取り組み、地域の活性化を推進します。

「東京 2020 オリンピック・パラリンピック」に向けて、機運醸成を図るとともに、ホストタウン登録を踏まえ、ベトナムバドミントン女子のキャンプ地誘致を進めます。

「はつらつママさんバレーボール in くだまつ」を開催し、バレーボールのオリンピックメダリスト等との交流を図ります。

下松スポーツ公園を一体的に管理するため、温水プールを教育委員会に移管し、附属施設管理や球技場芝生管理を指定管理に追加します。

下松スポーツ公園体育館の空調設置工事に着手し、スポーツによる賑わい創出の拠点として環境整備を行います。

(3) 多様な交流の展開

笑顔の写真コンテストや「童謡フェスタ」などを開催し、笑顔があふれる心豊かな人づくり事業の推進に努めます。

「くだまつ親子の日フェスタ」を開催し、様々な分野や世代を対象とした企画事業や啓発活動を展開します。

第6章 地域経営

1 協働社会の形成

(1) 情報ネットワークの充実

情報システムを外部のデータセンターで管理・保有するクラウド方式に切り替え、通信回線を通じて山口県下4市1町で共同利用することで、運用経費の削減及び住民票等の証明書コンビニ交付を実現し、住民サービスの向上を図ります。

(2) 市民参加と協働の推進

市民憲章は、まちづくりのための行動目標を掲げたもので、市民憲章推進協議会の活動を幅広い世代への働きかけ、市民への周知を図るとともに市民憲章制定50周年を迎え、同協議会で記念事業を行います。

(3) コミュニティの形成

自治会活動や集会所設備の整備を助成し、地域に根差した活動を支援します。

2 人権尊重の推進

(1) 人権の尊重

一人ひとりの人権が尊重された心豊かな地域社会の実現に向け、関係諸団体と連携を図り、人権啓発、人権教育、人権相談を行います。

(2) 男女共同参画の推進

「第5次男女共同参画プラン」及び「女性活躍推進計画」に基づき、男女が互いにその人権を尊重し、それぞれの個性と能力を発揮できる社会の実現を目指します。

配偶者等からの暴力の防止、被害者の支援に努めます。

関係団体と連携し、就労の場における女性活躍推進講座を開催します。

3 健全な行財政運営

(1) 地域経営としての行政運営

限りある財源を最大限有効活用し、多様化する行政サービスに対応するため、「第5次行財政改革推進計画」を策定し、取組を推進します。

職員研修の充実や組織体制の見直しを実施し、人材と組織の強化を図ります。

「後期基本計画」や「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づいた、時代に即応した各種施策を、「選択と集中」の視点から進めるとともに、「新総合計画」の策定に着手します。

公会計制度の活用方法を研究するとともに、「公共施設等総合管理計画」に基づき、「質・量・コスト・まちづくり」の視点から最適化、複合化等を含め、公共施設のあり方を検討します。

市庁舎は、屋外掲示板更新や時計塔改修等を行い、笠戸島ハイツは、笠戸島全体の活性化に繋がる基本構想を策定します。

市制施行80周年を記念して、11月2日の記念式典開催をはじめ、「市勢要覧」や「下松市のあゆみ」の更新、公式マスコットキャラクターの制作、記念映画の公開を行います。

「鉄道産業のまちくだまつ」をPRする「英国向け高速鉄道車両」の陸送イベント等、市民との共催による各種記念事業を実施し、市の新たな魅力の発信や、更なる賑わいの創出に向けて取り組みます。

(2) 健全な財政運営

自主・自立の行政運営基盤を目指し、健全かつ安定した財政の確立・強化に努めます。

ふるさと納税制度の充実や市有財産の利活用など、多様な自主財源の確保に努めるとともに、市税や使用料等の納期内納付の推進や着実な滞納整理を図るなど、適正かつ公平な執行に努めます。

以上、平成31年度の諸議案を提出するに当たり、施政方針を述べさせていただきましたが、市議会議員各位をはじめ、市民の皆様のより一層のご理解とご支援を賜りますよう、心からお願い申し上げます。

平成31年2月13日

下松市長 國 井 益 雄